



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 9月 9日 火曜日 第1490号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の届出事項の変更の届出の概要等.....	947
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	947
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	947
保安林の指定の解除（2件）.....	947
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	948
道路の区域変更（県道糸山公園線）.....	948
道路の供用開始（ " ）.....	948

公 告

土木設計積算システム用機器の借入れ..... 948

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 949

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1785号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による届出があったので、同条第8項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第8条第8項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 9月 9日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	届 出 日
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タカヒ甲912番地2	駐車場の収容台数	1,094台	1,097台	平成15年 8月29日
		駐車場の自動車の出入口の数	7か所	8か所	

○愛媛県告示第1786号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・尾の端地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 9月 9日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・尾の端地区）計画書の写し
 - 朝倉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成15年 9月10日から10月 9日まで
- 縦覧場所
朝倉村役場

地改良事業（かんがい排水）・長田上池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 9月 9日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長田上池地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年 9月10日から10月 9日まで
- 縦覧場所
上浦町役場

○愛媛県告示第1788号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 9月 9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
温泉郡中島町大字神浦3518の5、3519の6

○愛媛県告示第1787号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土

- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東宇和郡野村町大字旭29の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び野村町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1789号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成15年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷一丁目甲464番1から 同市郷一丁目甲465番2まで	平成15年9月9日

○愛媛県告示第1791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	糸山公園線	今治市波止浜字赤崎1番8地先から 同市波止浜字高部下13番3まで	旧	メートル 8.2~16.0	キロメートル 0.508	
			新	13.0~16.0	0.508	

○愛媛県告示第1792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	糸山公園線	今治市波止浜字赤崎6番159地先から 同市6番143地先まで	平成15年9月9日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成15年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土木設計積算システム用機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
土木設計積算システム用機器一式（ハードウェア一式（パーソナルコンピューター式、周辺機器一式、プリン

ター式、スキャナー式、ルーター式、ハブ式)、ソフトウェア式、搬入、据付け、配線、調整、保守等一式)

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成16年2月1日から3月31日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室システム管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)941 2111 内線 2650

- (2) 入札書の受領期限
平成15年10月28日(火)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成15年10月28日(火)午後2時
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Computer Equipment and Related Services for Construction Works Cost Estimation System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 28 October 2003
- (3) For further information please contact:
System Administration Section , Technology and Planning Office , Public Works Administration Division , Administrative Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2650

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第3項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成15年9月9日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
介護老人保健施設	介護老人保健施設アンビションうちこ園	喜多郡内子町大字内子丙18-17

